

# 広島城天守の木造復元に関する経済波及効果推計業務基本仕様書

## 1 業務名

広島城天守の木造復元に関する経済波及効果推計業務

## 2 業務概要

広島城の天守群（大天守、東小天守、南小天守、東廊下及び南廊下をいう。）については、木造復元に向けて、石垣をはじめとする史跡の遺構等への影響、現天守の解体及び天守群の復元等に係る技術的課題等について考古学的視点及び工学的視点から基礎的な検討を進めている。

この木造復元について、地域経済の観点では、建設工事に伴う地域産業への影響や広島城の魅力の向上による集客消費の増加などの効果が期待される。

本業務は、広島城天守を木造復元する場合の来訪者数等の各種需要を推計し、本市への経済波及効果の推計を行うものである。

## 3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

## 4 主な業務対象場所

広島城区域内（別紙のとおり。）

## 5 業務内容

広島城天守を木造復元する場合の集客消費額等を推計し、産業連関分析による経済波及効果の推計を行う。

### (1) 基礎情報の収集

広島城天守を木造復元する場合の本市への経済波及効果を推計するために必要となるデータや情報を収集する。

（想定する収集データ・情報）

- ・本市の観光入込客数
- ・広島城入場者数や居住地などの属性
- ・集客施設の開業、リニューアル後の減衰の傾向 等

### (2) 経済波及効果の体系の整理

広島城天守の木造復元による経済波及効果の項目として、建設途中や復元後の来訪者への影響、旅行単価への影響など、必要な要素について検討を行い、経済波及効果の体系を整理する。

### (3) 経済波及効果の推計に必要となるインプットデータの整理等

(1)、(2)を踏まえ、経済波及効果の推計に必要となる木造復元に係る建設工事費や維持管理費、木造復元による来訪者数、来訪者消費単価等のインプットデータを整理するとともに、広島広域都市圏など市内外の関連施設間の連携等による誘客策を検討し、その相乗効果等の分析を行う。なお、推計にあたっては、以下のア、イに示す時点を考慮すること。

- ア 木造復元を記念するイベントが合わせて開催されるなど、木造復元による一時的なブームが生じることが想定される竣工直後の時点（木造復元竣工年やその翌年など）
- イ 木造復元による一時的なブームが去った後の時点（木造復元による集客数の増加が安定的に現れると考えられる時点）

#### (4) 経済波及効果の推計

(3)を踏まえ、広島市の産業連関表を用いて、本市への経済波及効果を推計する。

#### (5) 説明資料の作成

(1)～(4)の要点をまとめた説明資料をパワーポイント等で作成する。説明資料は公表を想定しており、図表などを用いて分かりやすい内容に努めること。

### 6 スケジュール

業務のスケジュールは以下を想定している。

| 内容等                   | 令和7年度 |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |
|-----------------------|-------|--|--|-------|--|--|-------|--|--|-------|--|--|
|                       | 第1四半期 |  |  | 第2四半期 |  |  | 第3四半期 |  |  | 第4四半期 |  |  |
| 経済波及効果の推計、<br>説明資料の作成 |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |
| 業務報告書の作成              |       |  |  |       |  |  |       |  |  |       |  |  |

### 7 成果物について

- (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。
- (2) 電子納品とは、公共事業における調査、設計、工事など各業務段階の成果物を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「広島市電子納品の手引」（以下「手引」という。）に基づいて作成したものを指す。

成果物は、手引に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-Rを原則とする。）2部、電子データの印刷物（簡易製本）2部、を提出すること。

- (3) 電子納品にあたっては、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
- (4) 成果物として、5の内容を整理した報告書を作成し、提出する。

- ア 業務報告書 2部
- イ 業務記録書 一式
- ウ その他関係資料 一式

### 8 受注者に貸与する資料、データ

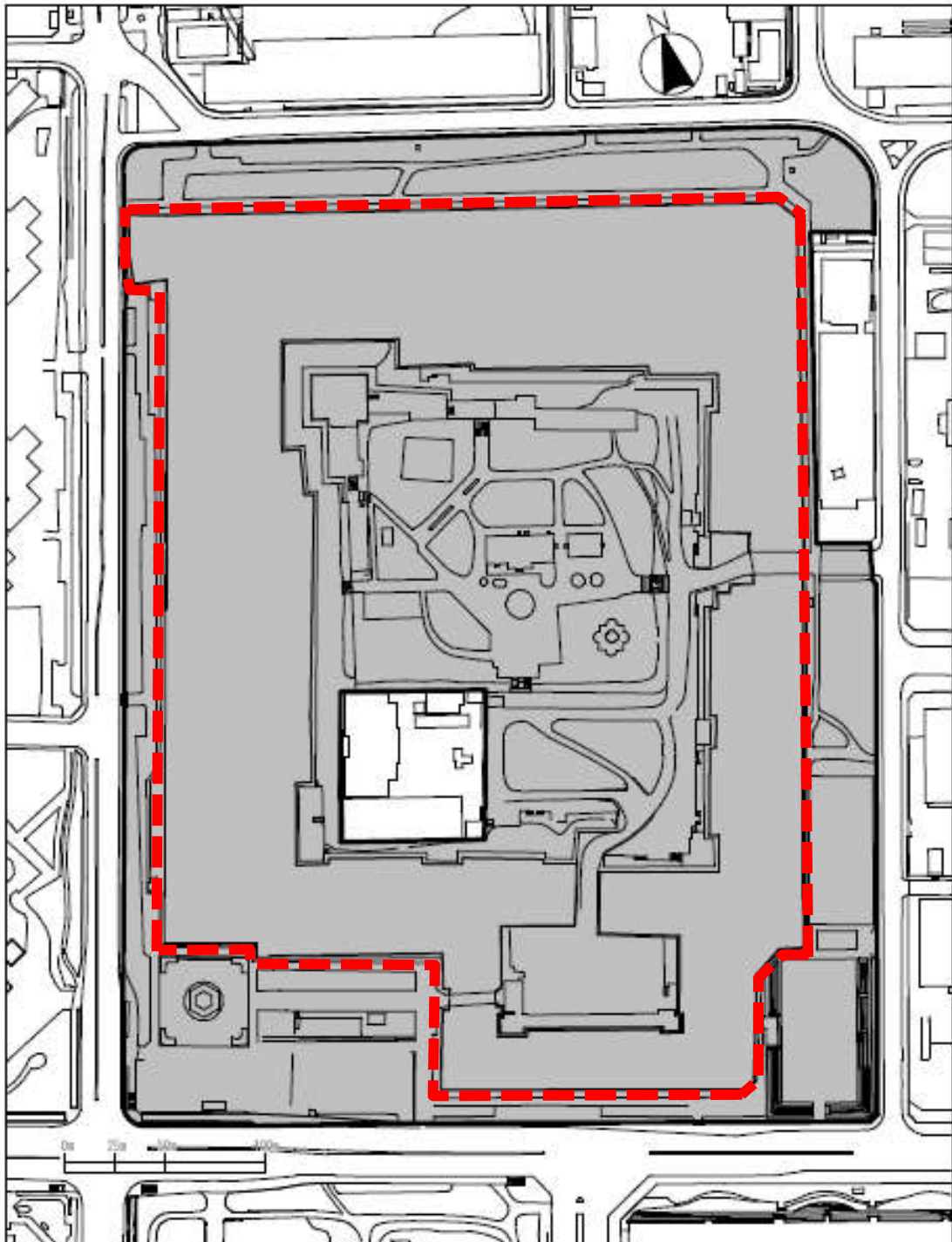
- (1) 広島城天守の木造復元に関する建設工事費及び維持管理費（令和7年9月貸与予定）
- (2) 過去の広島城の入場者数
- (3) 広島城の利用満足度に関するアンケート結果（広島城現天守の管理団体により毎年実施）
- (4) その他必要となる資料について協議のうえ、貸与する。

### 9 その他

- (1) 受注者は、発注者と十分に協議のうえ、業務を遂行しなければならない。
- (2) 打合せは、基本的にひと月に1回の頻度で実施するが、協議のうえ、発注者が必要と判断した場合は随時実施する。
- (3) 打合せ、関係機関等との協議、関係者へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。
- (4) 受注者は、本業務に関連する他業務との綿密な連携を図るための発注者の内部調整等に協力しなければならない。
- (5) 発注者は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変

更の協議を申し出る場合がある。この場合、協議に応じること。

- (6) 受注者は業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告・協議を行い、その指示を受けること。
- (7) 業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (8) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。
- (9) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、全て発注者に帰属する。
- (10) 受注者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して損害賠償させる場合がある。



広島城区域



史跡広島城跡指定範囲